滋賀県高島農業農村振興事務所Facebook ページ利用要領

（目的）

第１条 この要領は、滋賀県高島農業農村振興事務所（以降、当所とする）が、当所ソーシャルメディアガイドラインに基づいてFacebook ページを県民等への情報伝達媒体として利用するにあたって、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）Facebook

Facebook,Inc.がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

（２）Facebook ページ

特定の企業やブランドなどが、ユーザーとの交流を図るためのページをいう。

（３）公式ページ

当所が運用する次のFacebook ページをいう。

ページ名：高島農業農村振興事務所

「キラリ高島農業」

アドレス：<https://www.facebook.com/takashima>nounou/

（４）利用者

公式ページを閲覧する者、公式ページ上のコンテンツに対して「いいね！」、「シェア」およびその他Facebook ページ上の各機能を使用する者をいう。

（運用管理者）

第３条 公式ページの運用管理は、当所農産普及課長および田園振興課長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

２ 運用管理者は、公式ページの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

（１）公式ページ上への情報の掲載および削除等の承認、指示

（２）ユーザー情報やパスワード等の管理

（３）掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

（４）その他、適切な運用を行うために必要な事項

（投稿者）

第４条 公式ページへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

（掲載情報）

第５条 公式ページでは、農業者や農業団体への技術情報等の提供、および一般消費者への農業・農村に対する関心の喚起を目的として、次に掲げる情報を提供する。

（１）当所の活動内容を広報するための情報

（２）高島地域の農業・農村に関する情報

（３）その他運用管理者が適当と認めるもの

（禁止事項）

第６条 公式ページでは、次の各号に該当する利用者からのコメントを禁止する。

（１）法令等に違反し、または違反する恐れがあるもの

（２）公の秩序または善良の風俗に反するもの

（３）人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの

（４）本人の承諾なく個人情報等を掲載するなどプライバシーを侵害するもの

（５）特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの

（６）広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの

（７）政治または宗教の活動を目的とするもの

（８）虚偽や事実と異なる内容を含むもの

（９）わいせつな表現を含むもの

（１０）掲載記事と無関係なもの

（１１）上記（１）から（１０）までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの

（１２）その他、運用管理者が不適切と判断するもの

２ 利用者からのコメントについて、運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、利用者に断りなく、コメントの全部または一部を削除する。

（コメントへの返信）

第７条 利用者からのコメントに対する返信は、原則として行わない。

（著作権）

第８条 公式ページに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

（アカウントの明示）

第９条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、公式ページのアドレス等を滋賀県公式ホームページ上に明示する。

（免責事項）

第10 条 滋賀県は、公式ページに投稿された利用者からのコメントについて、一切の責任を負わない。

２ 滋賀県は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

３ 滋賀県は、その他公式ページを利用することで生じた直接・間接的な損失について、一切の責任を負わない。

付則 この利用要領は平成30 年10月１日より施行する。